

常任委員会レポート

総務建設

阿久比町税条例等の一部改正

手持品課税にかかる町たばこ税は貯蔵場所または小売販売業者は、申告書を定められた期日までに町長に提出しなければならぬと規定されているが。

Q 貯蔵場所・小売販売業者を把握しているか。

A 把握していない。

Q 手持品課税申告書の提出確認。

A 販売業者等が税務署にたばこ税の申告を

する。

申告書に基づいた町の課税分にかかる部分の書類が町に提出されることで確認をする。

Q 今後5年をかけて段階的に改正する内容。

A 現行の千本あたり、5262円を5692円、これが、30年10月1日から、5692円を6122円に改める改正は、32年10月1日から適用。
6122円を6552円に改正するのは33年10月1日から適用。

Q 31年度の改正がない理由。

A 消費税の増税にかかる部分で値上げをしない。

阿久比町一般会計補正予算

Q 寄附金の使途決定方法。

A 寄附者の希望を最優先、使途に制約がない時は、アイデアを出し合って幹部会で決める場合もある。

Q 消費費の補正で、耐震貯水槽の緊急遮断弁の点検業務委託料を削って、補修をする理由。

A 毎年12月に点検を行う契約をしている。12月末の報告書で遮断弁がしっかり閉じない状況が明らかになった。

当初予算に間に合わないため補正をした。

(久保 秋男 議員)

教厚文

阿久比町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正

Q 委託業者が対応するということが。

A 町は、町が実施する調査や指導内容について指定事務委託法人に委託することができ、受託業者に適切な報告義務を課す。

Q 中学校のトイレ改修。

A これから洋式化する。来年度以降の予算計上で考えている。

平成30年度阿久比町一般会計補正予算

Q 新給食センターの建築確認申請はいつ頃。

A 現在、実施計画を進めており、10月までには確認申請をしたい。

Q 放課後児童健全育成費

A げんキッズ東部隣接の民有地を購入するもの。

6月21日に総務建設委員会、22日に文教厚生委員会を行い、それぞれの委員会に付託された議案の詳細な説明を受け、審査を行った。主な質疑は次のとおり。

Q 学校施設個別施設計画策定業務委託料

A 建築後、40～50年を経た町内学校施設について、一級建築士に診断と更新時期の決定を委託するためのもの。

(都築 清子 議員)



幼保小中一貫教育プロジェクト勉強会